

沼津市手数料条例の一部改正について

沼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市手数料条例の一部を改正する条例

沼津市手数料条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表印鑑に関する証明の項中「個人番号カードをいい、」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらをまとめて「個人番号カード等」という。）（これらのうち、」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同表住民票に関する証明の項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同表中

「	1世帯につき 200円 1通につき 450円（個人番号カードを利用して、端末機等から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円）	を	1世帯につき 300円 1通につき 450円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、端末機等から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円）	に、	」
「	1件につき 200円 1筆につき 200円 1棟につき 200円	を	1件につき 300円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機等から交付を受ける場合にあつては、1通につき350円）	に、	」

1 件につき	200円
1 件につき（謄本、抄本は原本 1 枚をもって 1 件とする。）	200円
1 枚につき	200円
1 件につき	1,300円
1 件につき	200円

を

っては、1 件につき	200円)
1 筆につき	300円（同時に 2 筆以上の交付を受ける場合にあつては、2 筆目以降は 1 筆につき 100円）
1 棟につき	300円（同時に 2 棟以上の交付を受ける場合にあつては、2 棟目以降は 1 棟につき 100円）
1 件につき	300円
1 件につき（謄本、抄本は原本 1 枚をもって 1 件とする。）	300円
1 枚につき	300円
1 件につき	1,300円
1 件につき	300円

に

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 項の表印鑑に関する証明の項の改正規定、同表住民票に関する証明の項の改正規定及び同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する請求に対する交付を含む。）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（沼津市税賦課徴収条例の一部改正）

- 2 沼津市税賦課徴収条例（昭和 30 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。
第 18 条の 4 第 2 項中「証明書 1 枚につき 200 円とする。」を「沼津市手数料条例（平成 12 年条例第 27 号）の規定の例により徴収する。」に改め、同条第 3 項を削る。

「提案理由」

受益者負担の適正化を図るため、必要な手数料を見直すほか、所要の改正を行うものである。